

○岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月27日

市規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において申請した事項に変更があった場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、直ちに、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった各会派について、交付すべき政務活動費の額を決定し、各会派の代表者に対し、政務活動費交付・変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条の規定による交付決定通知を受けた各会派の代表者は、その交付期限に当たる日の前日までに、追加交付に係る変更決定通知を受けた場合は遅滞なく、政務活動費交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(収支報告書等)

第5条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、様式第6号によるものとする。

2 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第6条 条例第9条第2項の規定により、収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を

受けようとするものは、政務活動費収支報告書等閲覧簿（様式第7号）に必要事項を記載しなければならない。

- 2 条例第9条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成に要する費用は、日本産業規格A列3番までの用紙片面1枚につき10円とする。

（会計帳簿の整理保管）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年市規則第295号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年市規則第45号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の規定は、施行日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付・変更決定通知書から適用し、施行日前に改正前の岡山市議会の各会派に対する政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した会派結成・異動届、政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付・変更決定通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成31年市規則第90号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第102号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

岡山市長 様

会 派 名

代表者氏名

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

政務活動費の交付を受けたいので、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則(平成13年市規則第80号)第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数 名( 月1日現在)
- 6 交付申請額 円( 年度分)

(備考)

この申請書は、議長を経由して市長に提出すること。

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

岡山市長 様

会 派 名

代表者氏名

政務活動費交付変更申請書

年 月 日付けで申請した政務活動費について、申請事項に変更があったので、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則(平成13年市規則第80号)第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| 区 分           | 新 | 旧 | 変更年月日 |
|---------------|---|---|-------|
| 会 派 の 名 称     |   |   |       |
| 代 表 者 氏 名     |   |   |       |
| 経 理 責 任 者 氏 名 |   |   |       |
| 所 属 議 員 数     |   |   |       |
| 交付申請額( 年度分)   |   |   |       |

(備考)

この申請書は、議長を経由して市長に提出すること。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

岡山市長 様

旧 会 派 名

旧代表者氏名

会 派 解 散 届

岡山市議会における会派を解散したので、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則(平成13年市規則第80号)第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日

(備考)

この届出書は、議長を経由して市長に提出すること。

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

様

岡山市長

印

政務活動費交付・変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則(平成13年市規則第80号)第3条の規定により、下記のとおり通知します。

記

年度政務活動費交付・変更決定額 円

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

岡山市長 様

会 派 名

代表者氏名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する規則(平成13年市規則第80号)  
第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請 求 額 金 円  
ただし、年 月分から 年 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数  
名

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

岡山市議会議長 様

会 派 名

経理責任者氏名

年度政務活動費収支報告書等について

岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年市条例第1号)  
第7条の規定により、別紙のとおり、 年度政務活動費収支報告書等を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

| 項 目       | 金 額 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|
| 調 査 研 究 費 |     |     |
| 研 修 費     |     |     |
| 広 報 費     |     |     |
| 広 聴 費     |     |     |
| 要請・陳情活動費  |     |     |
| 会 議 費     |     |     |
| 資 料 作 成 費 |     |     |
| 資 料 購 入 費 |     |     |
| 人 件 費     |     |     |
| 事 務 所 費   |     |     |
| 合 計       |     |     |

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記入のこと。

3 残 金

円



様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)